

HAYABUSA 利用規約

HAYABUSA 利用規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社 P2C（以下「当社」といいます）が提供する広告掲載サービス「HAYABUSA」に関する一切のサービス（以下、「本サービス」といいます）において、広告主（第 1 部：広告主版利用規約第 2 条で定義します）及びパートナー（第 2 部：パートナー版利用規約第 2 条で定義します）と当社との関係を規律する基本規約とし、広告主及びパートナーが本規約の内容を承認して当社と契約を締結した場合には、互いに信義誠実の原則に従って本規約を遵守するものとします。なお、「第 1 部：広告主版利用規約」及び「第 2 部：パートナー版利用規約」は、それぞれ第 1 部は広告主、第 2 部はパートナーと、申込をする者のそれぞれの立場に応じたルールとして適用されるものとします。

第 1 部：広告主版利用規約

第1条 （適用）

1. 本規約は、広告主の WEB 広告の運用等を当社が本サービスを通じて支援することについて、広告主と当社との間の権利義務関係を定めることを目的とし、広告主と当社との間の本サービスに関わる一切について適用されるものとします。
2. 本規約の内容が、第 4 条（契約の締結）の定める利用契約の内容と矛盾抵触するときは、利用契約を優先させる旨の特段の定めがない限り、本規約の規定が優先して適用されます。

第2条 （定義）

本規約において使用される各用語は、以下のとおりとします。

- (1) 「広告主」とは、当社に対して当社所定の方法により本サービスの利用を申し込み、当社との間で本サービスの利用契約が成立した者をいいます。
- (2) 「広告主サイト」とは、広告主が運営・管理する自らの商品やサービスを提供するウェブサイトをいいます。
- (3) 「各 ASP」とは、本サービスにおいて管理可能な広告効果測定ツール、広告管理ツール等を広告主に提供している個々のアプリケーション・サービス・プロバイダ（ASP）その他の第三者の総称をいいます。
- (4) 「パートナー」とは、当社からの委託を受け、本件広告の制作やパートナーサイトへの掲載等を行う者をいいます。
- (5) 「パートナーサイト」とは、パートナーが本サービスに登録した、自らが管理・運

営するインターネット上のウェブサイト等の媒体をいいます。

- (6) 「ビジター」とは、パートナーサイトに掲載された広告主の広告を閲覧して、当該広告のリンクを通じて、パートナーサイトから広告主サイトへと移動する者をいいます。
- (7) 「本件商品」とは、広告主の名称、商品又はサービスをいいます。
- (8) 「本件広告」とは、本件商品の広告及び宣伝をいいます。
- (9) 「管理画面」とは、当社が本サービスにおいて広告主に提供する、パートナー及び各ASPの成果承認作業その他当社が指定する手続及び広告報酬の条件の登録及び確認等をすることができる（ただし、当社の指定したASPに限ります）広告主専用のウェブページをいいます。

第3条 (本サービスの内容)

- 1. 当社が広告主に対して提供する本サービスは、以下のとおりとします。
 - (1) 本件広告の制作を行うサービス
 - (2) 本件広告をパートナーサイトに掲載するサービス
 - (3) 各ASPが広告主に対して提供する広告管理ツール及び広告効果測定ツール等において発行されるそれぞれのタグを、一つのタグ（以下「ワンタグ」といいます）で管理するサービス
 - (4) 広告主が掲載した本件広告の効果を測定し、管理・分析するサービス
 - (5) その他上記各号に付随するサービス
- 2. 本サービスは、広告主の希望する広告の制作、掲載等の各業務を、広告主の選任したパートナーを通じて実現することを内容とするサービスです。このため、当社は、本サービスの提供に関する業務の全部又は一部を、広告主の選任したパートナーに委託することができるものとします。なお、本サービスの利用により、広告主とパートナーとの間で直接の契約関係が生じるものではありません。
- 3. 広告主は、自らの判断と責任でパートナーの選任を行うものとし、当社は、広告主の選任したパートナーによる業務遂行について本規約の定める範囲で監督する責任を負います。

第4条 (契約の締結)

- 1. 本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、本サービスの利用にあたって、本規約を遵守することに同意し、かつ当社所定の利用申込フォーム（以下「申込フォーム」といいます。）に必要事項を記入し、当社に対して送信提出することとし、当社がこれを受領したことをもって本規約の諸規定を内容とする本サービスの利用に関する契約（以下「利用契約」といいます。）の申込みとします。
- 2. 広告主は前項に定める申込みを行うに際し、社内規則等に基づき要求される内部手続を適法かつ適正に完了していることを保証するものとし、当該内部手続の不備（窓口と

なる従業員の行為が社内決裁を経ていなかったこと等を含みますが、これに限りません。) を理由に、申込みを取り消すことはできないことを確認するものとします。

3. 本条第 1 項に定める申込みに対し、当社から申込者に対して承諾の意思表示を通知した時点で、申込者と当社との間に利用契約が成立するものとします。
4. 広告主は、利用契約成立後、自己の管理画面から個々の広告掲載を申し込みるものとします。パートナーが広告主からの広告掲載に関する提携申込みを管理画面にて受諾することにより、当社と広告主との間で広告掲載提携(以下「広告個別契約」といいます。)が成立するものとし、当社は、広告個別契約に基づき必要となる業務の遂行を当該パートナーに委託します。
5. 広告主は、自己の管理画面を通じて第 7 条(本サービス利用料)に定める本サービス利用料を計算するための単価等の情報を登録するものとします。

第5条 (権利侵害等)

1. 広告主は、広告主が本サービスを利用してパートナーに対して提供するテキスト、画像、動画等の広告の原稿(以下「広告素材等」という。)及び本件広告に紐づく本件商品が、第三者の権利(肖像権、パブリシティ権等を含みますが、これらに限りません。)を一切侵害しておらず、かつ、以下の各号に該当する内容を含まないことを表明し、保証することとします。
 - (1) 著作権、商標権、プライバシー権、名誉等、他者の権利を侵害する内容を含むもの。
 - (2) 個人のプライバシーにかかる事項を含むもの。
 - (3) 本来公開されていない個人の名前・電話番号その他の連絡先が使用されているもの。
 - (4) マルチ商法の勧誘等の内容を含むもの。
 - (5) 謹謗中傷や差別表現などの不適切な表現を含むもの。
 - (6) わいせつ・卑猥な表現を含むもの。
 - (7) 特定の条件でしか発生しない情報についての喧伝とされるもの。
 - (8) 他人を威圧・脅迫する旨が看取される内容を含むもの。
 - (9) 粗暴性、残虐性又は犯罪を誘発助長する内容を含むもの。
 - (10) 申込者や第三者に対する不当な利益誘導、信用毀損にあたる内容を含むもの。
 - (11) 法令・ガイドライン、公序良俗に反する内容を含むもの。
 - (12) ナンセンス、グロテスクな内容。
 - (13) 以下に該当する表現(又は近しい表現)が含まれるもの。
 - ・ 具体的な事象に基づかない記述
 - ・ 事実と反することが判明したもの
 - (14) 当社が別途定める審査基準等に反する内容を含むもの
2. 当社は、広告主が前項の表明及び保証に違反した場合、又は法令違反や権利侵害を理由として第三者から苦情申立てがあった場合、当社は、当該広告素材等を使用した本件広

告の掲載を拒絶することができるものとし、また、広告掲載後に判明した場合は直ちに本件広告の掲載を取りやめができるものとします。なお、本件広告の掲載の拒絶又は取りやめが生じた場合であっても、広告主は当社に対し、当社が本サービスを提供するために支払義務を負った費用（当該広告について、当社がパートナーに対して支払う必要がある広告費等を含みますが、これに限りません。）及び掲載中止時までの本サービス利用料を支払わなければならないものとします。

- 当社は、広告主が第1項の表明及び保証に違反した場合、何らの催告なしに直ちに利用契約及び広告個別契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

第6条 (契約期間)

- 利用契約の契約期間は、当社と広告主との間で特段の定めがない限り、本サービスの提供開始日（当社が申込者に対して管理画面を発行した時点をいいます。以下同じ）の1年後の応当日の属する月の末日までとします。
- 契約期間満了1ヶ月前までに、広告主又は当社から利用契約を更新しない旨の意思表示がなければ、利用契約は同一条件にて1年間更新されるものとし、更新後についても同様とします。

第7条 (本サービス利用料)

本サービスの利用料金（以下「本サービス利用料」といいます）は、以下のとおりとします。

- 「広告掲載手数料」：広告主が管理画面上において登録した単価に基づき算出される広告の成果としての金額となります（当社からパートナーに対して支払う報酬額もこちらに含まれます。）。
- 「システム利用料」：本サービスの月額利用料は基本無料です。ただし、広告主が各ASPを当社の本サービスを経由して利用する場合は、この限りではなく、当該ASPによっては初期費用・月額利用料が発生する場合があります。この場合の月額利用料については、別途当社と広告主の合意に基づき定めるものとし、広告主は当該月額利用料を支払う義務を負うものとします。
- 「オプション利用料」：広告主が、システム利用料（月額利用料）とは別に、当社と広告主との合意に基づき定めるオプションサービスの提供を受ける場合に支払う利用料です。

第8条 (支払方法)

- 当社は、本サービス利用料を毎月末日締めにて集計し広告主に請求いたします。広告主は当該請求に際して請求書送付日の属する月の末日までに、当社の指定する銀行口座に振込むことにより支払うものとします。振込手数料については、広告主の負担とします。

2. 広告主が、前項の支払いを遅延した場合、当社に対して、前項の支払期日の翌日から支払い済みに至るまで、年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第9条 (タグの設置及び削除)

1. ワンタグの発行については、当社の定める方法に従い、当社が行うものとし、ワンタグの設置及び削除作業は、当社が定める方法に従い、広告主が行うものとします。
2. 当社は、ワンタグの設置及び削除作業に起因して広告主に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、不可抗力その他当社の責に帰すべきでない事由が生じた場合、広告主の事前の同意なく、ワンタグの削除を行うことができるものとします。この場合において、当社は、当該削除により広告主に損害が生じたとしても、一切責任を負わないものとします。

第10条 (成果物の制作、検査、契約不適法責任等)

1. 広告個別契約で定める本サービスの内容に、本件広告その他の成果物の制作が含まれる場合、当社は、パートナーをして、当該広告個別契約に定める納期までに、当該広告個別契約に定める納入場所に成果物を納入します。
2. 広告主は、前項の成果物の納入後 5 営業日以内（以下「検査期間」という。）に、その内容が広告個別契約に合致したものであるか否かの検査を行うものとします。
3. 前項の検査の結果、成果物の内容が広告個別契約に合致したものでない場合には、広告主は、検査期間内にその旨を当社及びパートナーに通知するものとし、その場合当社は、パートナーをして、速やかに成果物の内容を広告個別契約に合致したものとする修正等を行い、再度納入を行うこととします。
4. 前項の手続により再納入された成果物の取扱いは、前二項の定めに準じるものとします。
5. 第 2 項の検査の結果、成果物の内容が広告個別契約に合致したものである場合には、広告主は、検査合格の旨を当社及びパートナーに通知するものとします。
6. 検査期間を過ぎても、第 3 項又は第 5 項に基づく通知がない場合は、検査期間の経過をもって成果物が検査に合格したものとみなします。
7. 成果物の種類、品質又は数量に関して、検査時に容易に発見することのできない広告個別契約で定めた仕様との不一致が発見された場合、検査合格後 1 か月間に限り、広告主は当社及びパートナーに対して当該契約不適合の修正を請求することができ、当社は、パートナーをして速やかに当該契約不適合を修正するものとします。

第11条 (広告の掲載)

1. 広告主は、広告主の広告を掲載するために必要な情報(広告主情報、広告主サイト、ロゴ及び説明文等)を、当社及びパートナーに提供するものとします。
2. 広告主は当社に対し、広告で使用する情報（ロゴ等）が第三者の著作権、商標権、肖像

- 権、その他の権利を侵害していないことを保証するものとします。
3. 広告主が第1項の定める広告を掲載するために必要な情報や広告物ないし広告素材等の提供を行わなかった場合であっても、広告主は、当社に対し、本サービス利用料を支払わなければならないものとします。
 4. 当社は、前項の場合であっても、これによって広告主が被った一切の損害について責任を負わないものとします。

第12条 (掲載条件の決定)

広告主は、当社の定める範囲内で、広告掲載の提携条件、報酬設定、広告原稿の種類等を決定するものとします。

第13条 (成果報酬額の確定)

1. 広告主は、管理画面を随時確認するものとします。広告主は広告掲載の個々の効果を、原則として全承認とするものとし（自動全承認を選択するものとし、個別に承認又は却下の選択をする場合は、当社と個別に合意するものとします）、かつ管理画面上で承認する作業を、当社に委託することができるものとします。この場合において、当社は、委託された承認作業を実施することにより広告主に生じた損害については、一切責任を負わないものとします。
2. 前項に基づき、成果承認方法を不要とした場合（自動全承認）、個々の成果が発生した時点で、広告主が個々の成果を承認し、確定したものとみなします。なお、個別に承認又は却下の選択をする旨の合意をした場合であっても、成果発生日から10日を越えても承認又は却下の判断がなされない場合は、自動的に承認判断がなされたものとみなされることをあらかじめ承諾するものとします。
3. 第1項に基づく個別の合意により承認又は却下を広告主が実施することとした場合であって、広告主が広告掲載の成果につき疑義がある場合、成果の発生日から10日以内に当社に通知するものとし、協議の上で決定します。なお、当該期限までに上記通知がなされない場合は、広告掲載の成果につき疑義がないものとみなします。
4. 成果の承認により、広告主は、当社に広告成果報酬の支払義務を負い、成果の承認後においては、取消や撤回をすることができないものとします。

第14条 (広告主の義務)

1. 広告主は、本サービスを利用するためには必要となるソフトウェア、ハードウェア、インターネット回線その他一切の環境を、自己の責任と費用により用意し、これを適切に管理するものとします。これらの環境の動作不良により広告主が本サービスを利用できなかつたとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。
2. 広告主は、本サービスに関し、当社が提供するプログラムが正常に稼動するよう、広告主サイトに関連する環境を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、中断・停止状態

にいたらないようにするものとします。

3. 広告主は、当社が別途許諾する範囲において、本サービスを利用することができるものとし、当社の書面による事前の承諾なしに、本サービスに関する利用権を第三者（広告主の親会社、子会社及び関連会社を含みます。以下同じ）に再許諾若しくは譲渡し、又は本サービスを記録した媒体を第三者に譲渡、賃貸、占有の移転その他一切の処分をしてはならないものとします。
4. 広告主は、いかなる目的においても、当社の書面による事前の承諾なしに、本サービスの全部又は一部を変更、改変又は複製してはならず、第三者にこれらの行為をさせてはならないものとします。
5. 広告主は、いかなる目的においても、本サービスの全部又は一部について、他のプログラム等と結合し、又は逆アセンブル若しくは逆コンパイル等の行為を行ってはならず、また第三者にこれらの行為をさせてはならないものとします。
6. 広告主は、本サービスの提供を受けることに支障が生じた場合、又はその他問題を発見した場合は、直ちに当社に報告するものとします。当該支障等の原因が、広告主の責に帰すべき事由による場合には、広告主が自らの責任と費用負担により対処するものとします。この場合において、広告主が本サービスの提供を受けることができなかつたことによる損害については、当社は、一切責任を負わないものとします。
7. 広告主は、当社を介して知り得たパートナー及び各 ASPとの間で、当社を介することなく直接に広告掲載契約その他本規約及び広告個別契約に類する契約を締結し、又はその働きかけをしてはならないものとします。本項の規定は、契約期間満了後 1 年間効力を有するものとします。ただし、次の事項に該当するパートナー及び各 ASPについては、契約期間満了後 1 年間を経過する前であっても、当社が承諾した場合には、上述の行為を行うことができるものとします。
 - (1) 広告主の紹介により本サービスに参加したパートナー及び各 ASP
 - (2) 本サービスを広告主に紹介し参加を促したパートナー及び各 ASP
8. 前項の規定に違反して、広告主が直接にパートナーと広告掲載契約及びこれに類する契約を締結した場合は、広告主は当社に対し、金 100 万円を違約金として支払うものとします。なお、当社による別途の損害賠償請求を妨げないものとします。
9. 広告主は、自己の事情により本サービスの休止を希望した場合、休止期間においても本サービス利用料の支払義務を免れず、減額請求はできないものとします。

第15条 (ID・パスワードの管理)

1. 広告主は、当社より発行される ID・パスワードの使用及び管理について一切の責任を負うものとします。
2. 広告主は、ID・パスワードを第三者に使用させ、若しくは貸与、譲渡し、又は担保に供することはできないものとします。
3. 第三者が広告主に付与された ID・パスワードにより本サービスを利用した場合であつ

ても、当該利用は広告主の利用とみなされるものとし、広告主は、いかなる事由によつても、その利用に関する責任を負うものとします。

4. 広告主は、ID・パスワードが第三者に不正に利用されていることが判明した場合には、その旨を直ちに当社に通知するものとします。この場合、広告主は、当社からの指示に従わなければならないものとします。

第16条 (禁止行為)

1. 広告主が本サービスを利用するにあたり、以下の各号に定める行為を行うことを禁止します。
 - (1) 本規約及び利用契約に基づき当社が指定した目的又は方法以外の目的又は方法で本サービスを利用すること。
 - (2) 当社による事前の書面による承認なく、広告主のアカウントを利用して第三者に本サービスを利用させること、又はアカウントの譲渡、転貸その他的一切の処分をすること。
 - (3) 当社による事前の書面による承認なく、本規約及び利用契約上の地位の移転又は本規約及び利用契約に基づく権利若しくは義務の譲渡若しくは引受を行なうこと。
 - (4) 本サービスの測定結果、レポートの内容その他本サービスを利用することで広告主が得た情報を改ざんすること。
 - (5) 当社が本サービスを提供するために使用するコード（以下「本コード」という）の複製、変更、本コードを利用した二次的著作物の作成及び本サービスを公衆の面前で実行展示をすること。
 - (6) 本コードの逆アセンブル、逆コンパイル又はリバース・エンジニアリングを行なうこと。
 - (7) 当社の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害すること。
 - (8) 本サービスを利用する際に、コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータ・プログラムを含む情報を送信すること。
 - (9) 当社による本サービスの運営を妨害すること又は妨害のおそれのある行為をすること。
 - (10) 法令又は広告主若しくは当社が所属する業界団体の内部規則に違反すること。
 - (11) 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反すること。
 - (12) その他、当社が不適切と判断すること
2. 当社は、広告主が前項各号のひとつに該当する場合又は該当すると当社が判断した場合は、広告主への催告を要せず、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

第17条 (本サービスのメンテナンス)

本サービスのメンテナンスは、定期と不定期を問わずに実施されるものとします。メンテナンス期間中の本サービスの休止に関し、広告主は異議の申立てや損害賠償の請求等を行わないものとし、当社は本サービスの休止によって広告主が被った損害について、一切責任を負わないものとします。

第18条 (個人情報の管理)

1. 広告主は、本サービスの利用により広告主が取得した個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める個人情報をいう。以下同じ)の取り扱いについては、同法及び広告主が別に定めるプライバシーポリシーを遵守するものとします。
2. 広告主は、以下の目的のために、本サービスを通じて当社に対してビジターの個人情報を提供することについて、ビジターから適切な承諾を得た上で本サービスを利用するものとします。
 - (1) 本サービスを経由した広告の成果承認を実施するため
 - (2) 広告主の将来の効率的な広告運用の実施のため

第19条 (再委託)

当社は、広告主の事前の承諾なしに、本サービスを行うための業務の全部又は一部を第三者（パートナーを含みますが、これに限られません。）に再委託することができるものとします。

第20条 (秘密保持)

1. 広告主は、当社の事前の書面による承諾なしに、第4条（契約の締結）の申込みを行った時点以降に知り得た当社の技術上、業務上その他的一切の情報（以下「秘密情報」という）を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないものとします。
2. 広告主は、秘密情報を、当社の事前の承諾なしに、第三者に開示若しくは漏えいし、又は本サービスを利用する目的以外に利用してはならないものとします。

第21条 (知的財産権等)

1. 広告主は、システムプログラム等の本サービスにおける特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利も含みます。）、その他本サービスに関連する一切の知的財産権及びその他のいかなる権利（以下「知的財産権等」といいます。）は当社に帰属することを認め、これらの権利を侵害してはならないものとします。
2. 広告主は、当社の事前の書面による承諾なく、当社の商号、商標及びロゴマークを使用してはならないものとします。
3. 広告主は、利用契約に基づき本サービスに関する利用権のみを取得し、本サービスに關

する知的財産権等も取得しないことを認めるものとします。

4. 広告主が、本サービスの全部又は一部を変更、改造若しくは複製し、又は第三者にこれらの行為をさせた場合であっても、本サービスの変更、改造又は複製後の制作物に関する知的財産権等は当社に帰属することを認めるものとします。
5. 当社は、本サービスで得られるデータを、個人を特定できない状態に加工した統計的なデータとして、本サービス又はその他の当社が提供するサービスの向上のために利用することができるものとします。ただし、広告主及び当社の間で別途書面により、当該情報の利用を禁止する旨の合意がある場合には、この限りではありません。

第22条 (サービスの休止等)

1. 当社は、いつでも本サービスを休止又は変更することができるものとします。
2. 当社が本サービスの休止又は変更が必要と判断した場合は、広告主に対し事前に告知又は連絡するものとします。この場合において、広告主は、必要と判断した場合には、本サービスに保存した一切のデータをバックアップするものとし、広告主がこれを行わなかったことによる損害（本サービスが当社の責めに帰すべきでない事由により動作しなかったことにより、広告主がバックアップを行うことができなかつた場合を含みます。）について、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づき広告主に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第23条 (契約の解除)

1. 当社は、広告主が次の各号の一に該当したときは、何らの催告することなく直ちに契約を解除できるものとします。
 - (1) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行、滞納処分又は保全処分を受けたとき
 - (2) 手形、小切手の不渡りがあったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき
 - (3) 破産、民事再生手続、会社更生手続又は特別清算の開始の申立があったとき
 - (4) 解散決議があったとき若しくは転廃業したとき、又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡したとき
 - (5) 監督官庁から営業の取消処分、又は停止処分を受けたとき
 - (6) 販売する商品又は提供するサービス、掲載広告、販売方法、情報管理等について監督官庁による注意又は勧告を受けたとき
 - (7) 販売する商品又は提供するサービス、掲載広告、販売方法、情報管理等が公序良俗に反し、又は法令に抵触する可能性が高いと判断されるとき
 - (8) 支払期日を経過してもなお本サービス利用料等を支払わないとき
 - (9) 本規約又は利用契約に違反し、是正要求後相当期間が経過しても改善されないと
 - (10) その他、契約を継続しがたい事由が発生したと当社が認めたとき

2. 広告主が前項の各号の一に該当したときは、広告主は、当然に利用契約及びその他当社との間で締結した契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、当社に対して負担する一切の債務を直ちに支払うものとします。

第24条 (反社会的勢力の排除)

1. 広告主及び当社は、相手方に対し、自己並びに自己の役員及び従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団準備構成員、暴力団関係者、総会屋、その他これに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると求められる関係を有すること。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与しているものが反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 広告主及び当社は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
3. 広告主又は当社が前項の表明・保証に反した場合、相手方は広告主又は当社に対し、催告その他何らかの手続きを要することなく、直ちに利用契約及びその他当社との間で締結した一切の契約の全部又は一部を解除することができるほか、これにより被った損害の賠償を相手方に請求できるものとします。

第25条 (解約)

1. 当社は、1ヶ月前までに書面又は電子メール等の電磁的手段により広告主に通知することにより、違約金その他なんらの経済的負担なく、いつでも利用契約及び広告個別契約の全部又は一部を解約することができます。
2. 契約終了時の本サービス利用料は、契約終了日までに発生した成果をもって確定するものとします。

第26条 (契約終了後の処理)

1. 利用契約が終了した場合、広告主は、以後、本サービスを利用することができないものとします。
2. 広告主は、利用契約終了後、速やかにワンタグの削除等本サービスの利用に関する一切の設定及び機能の削除を実施するものとし、当社が求めた場合には、これらの設定及び機能を全て削除したことを証する書面を交付するものとします。
3. 広告主は、利用契約終了後、当社から提供を受けた本サービスに関連するソフトウェア、マニュアルその一切の物について、返還、廃棄その他当社の要請する処分をするものとします。

第27条 (免責)

1. 当社は、天災、火災、地震、ストライキ、洪水、暴風雨、疫病、暴動、テロ、戦争行為、政府の行為、通信サービス若しくはインターネット環境の不通（不能状態を含みますがこれに限定されません。）、その他当社の妥当な管理を超えた事由により、本サービスの全部又は一部が不履行又は遅延した場合において、一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は、本サービスが広告主の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、広告主による本サービスの利用が広告主に適用される法令又は業界団体の内部規則等に適合すること、及び不具合が生じないことについて、何ら保証しません。
3. 当社は、当社による本サービスの提供の利用不能、休止、停止、変更、廃止その他の理由により、本サービスに関して広告主が被った損害につき、一切の責任を負わないものとします。
4. 広告主は、本件広告の内容（広告主自身が制作したものに限らず、パートナーが制作・提供したものを含みます。）が広告主に適用のある法令やガイドライン等に違反するものではなく、また、第三者の権利・利益等を侵害するものではないことを、自らの責任で確認する義務を負うものとし、当社及びパートナーは、これについて一切責任を負わないものとします。
5. 当社は、広告主が、本サービスの改造等不正な方法により本サービスを利用したことにより、広告主が被った損害につき、一切の責任を負わないものとします。
6. 当社は、本サービスに関連して、広告主と各ASPその他の第三者との間において生じたあらゆる取引、連絡、紛争等については、一切の責任を負わないものとし、広告主は自己の費用と責任において解決するものとします。
7. 当社は、各ASPその他の第三者の行為により、広告主に損害が生じたとしても、一切の責任を負わないものとします。
8. 当社は、本サービス上で当社を介して広告主とパートナーとの間で連絡、指示、業務遂

行等が行われる場合に限ってパートナーを監督する責任を負うものとし、広告主が当社を介さずに直接パートナーに連絡、指示等を行った場合や、当社の確認を経ずにパートナーが成果物の納品や広告掲載その他の業務の遂行を行った場合については、当社はパートナーの監督を含め、何らの責任も負わないものとします。

第28条 (監査)

本サービス提供期間中、当社は広告主サイトを適時監査することができるものとし、虚偽、誇大その他の違法・不当な表現を行う広告主サイトに対し、表現の修正や削除等の要請をすることができるものとします。また、本サービス提供期間中、広告主は、広告主サイトにおいて虚偽、誇大その他の違法・不当な表現を行っていることを発見した場合、又は当該表現を行っているパートナーサイトを発見した場合は、当社に直ちに報告するものとします。

第29条 (責任の範囲)

1. 本サービスの提供不能又は不完全な提供、情報の喪失等の事態が発生し、この原因が当社の責めに帰すべき事由による場合、当社は速やかに補修・改善するよう努めるものとします。ただし、合理的範囲内で補修・改善を繰り返しても完全に修復できない場合にはこの限りではないものとします。
2. 広告主の販売する商品又は提供するサービス、掲載広告、販売方法及び情報管理等に關し紛争が発生した場合は、広告主が自らの責任と費用負担において措置を講じるものとします。

第30条 (損害賠償)

1. 本サービスに關し、当社の責めに帰すべき事由により、広告主に損害を与えた場合において、本規約に定める免責条項が適用されない等の理由により当社が広告主に対して損害賠償責任を負うときは、当社は広告主に現実に生じた積極損害（特別損害、間接損害及び消極損害を除く。）の範囲でその損害を賠償するものとします。なお、当該損害賠償額については広告主が本サービスにおいて当社に対して支払った対価（第7条に定める本サービス利用料）の直近3ヶ月分を上限額とします。
2. 広告主は、本サービスに關連して広告主の責めに帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当社が被った一切の損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第31条 (権利の譲渡等禁止)

1. 広告主は、当社の書面による事前の承諾がない限り、本規約、利用契約及び広告個別契約に定める権利の一部又は全部を第三者に譲渡し、担保に供し、又は使用させてはならないものとします。

- 当社は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い本規約、利用契約及び広告個別契約上の地位、本規約並びに利用契約及び広告個別契約に基づく権利及び義務、並びに広告主に関する情報その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、広告主は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、合併、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第32条 (準拠法)

本規約及び利用契約は、日本国の法令を準拠法とし、日本国の法令に従って解釈されるものとします。

第33条 (合意管轄裁判所)

広告主と当社との間で、本規約及び利用契約に関連した紛争が生じた場合、訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第34条 (規約変更)

- 当社は、次のいずれかに該当する場合、会員の承諾を得ることなく、当社が適当と判断する方法で会員に告知することにより、本規約を変更できるものとします。なお、当社は変更の内容を会員に個別に通知することは要さず、会員が自らの責任において本サービス利用の際、隨時、最新の本規約を確認することとします。
 - 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合する場合
 - 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
- 前項の定めにかかわらず、当社は、本規約の重要な変更については、変更後の利用規約（以下「変更後規約」といいます。）の効力発生日の1か月程度前までに、本規約を変更する旨及び変更後規約の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト上に掲示し、又は会員に通知します。
- 前項の定めに基づく本規約の変更について異議のある会員は、本サービスから退会するか、又は変更後規約の効力発生日後以降、本サービスを利用しないものとします。会員が変更後規約の効力発生日以降に本サービスを利用した場合には、本規約の変更に同意したものとみなします。
- 変更後規約は、本条第1項の告知又は第2項の通知において指定した日付より効力を生じるものとします。

第35条 (協議事項)

本規約又は本サービスに関連した広告主と当社の間の契約に定めのない事項若しくは解釈につき疑義が生じた場合は、広告主及び当社は誠意をもって協議のうえ解決する

ものとします。

第36条 (存続条項)

第1条 (適用) 第2項、第3条 (本サービスの内容) 第3項、第8条 (支払方法) 第2項、第11条 (広告の掲載) 第2項及び第4項、第14条 (広告主の義務) 第7項及び第8項、第20条 (秘密保持)、第21条 (知的財産権等)、第26条 (契約終了後の処理)、第27条 (免責)、第29条 (責任の範囲) 第2項、第30条 (損害賠償)、第31条 (権利の譲渡等禁止)、第32条 (準拠法)、第33条 (合意管轄裁判所)、本条 (存続条項) 及び第37条 (付加分離性) は、利用契約終了後も有効に存続する。

第37条 (付加分離性)

本規約及び利用契約のいずれかの条項の全部又は一部が法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約及び利用契約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された既定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第2部：パートナー版利用規約

第1条 (適用)

1. 本規約は、広告主のWEB広告の運用等を当社が本サービスを通じてパートナーに委託することについて、パートナーと当社との間の権利義務関係を定めることを目的とし、パートナーと当社との間の本サービスに関わる一切について適用されるものとします。
2. 本規約の内容が、第3条第2項の定めるサービス利用契約の内容と矛盾抵触するときは、サービス利用契約を優先させる旨の特段の定めがない限り、本規約の規定が優先して適用されます。

第2条 (定義)

本規約において使用される各用語は、以下のとおりとします。

- (1) 「広告主」とは、商品やサービスを提供するWEBサイト、アプリ、メールマガジン等を運営する者であって、本サービスを通じて自己又は第三者の広告の掲載を当社に委託する者をいいます。
- (2) 「広告主媒体」とは、広告主の管理・運営する媒体で、第3条第3項に定める広告個別契約で指定する媒体をいいます。
- (3) 「パートナー」とは、当社に対して当社所定の方法により申し込み、当社との間で本サービスの利用契約を締結した者をいいます。

- (4) 「パートナー媒体」とは、パートナーが運営・管理する自ら又は第三者の商品やサービスを提供するウェブサイト等の媒体をいいます。
- (5) 「各 ASP」とは、管理可能な広告効果測定ツール、広告管理ツール等をパートナーに提供している個々のアプリケーション・サービス・プロバイダ (ASP) その他の第三者の総称をいいます。
- (6) 「ビジター」とは、パートナー媒体に掲載された広告主の広告を閲覧して、当該広告のリンク (アフィリエイトリンク。本条第 10 号で定義します。) を通じて、広告主媒体を閲覧し、これにアクセスし、移動し、又はこれを利用する者をいいます。
- (7) 「本件商品」とは、広告主の名称、商品又はサービスをいいます。
- (8) 「本件広告」とは、本件商品の広告及び宣伝をいいます。
- (9) 「管理画面」とは、当社がパートナーに提供する、パートナー及び各 ASP の成果承認作業その他当社が指定する手続及び広告報酬の条件の登録及び確認等をすることができる (ただし当社の指定した ASP に限ります。) パートナー専用のウェブページをいいます。
- (10) 「アフィリエイトリンク」とは、パートナー媒体上のテキスト、商品イメージ、ボタンロゴ又はバナー等 (以下「バナー等」と総称します。) で、これに対してクリックその他の動作 (以下「クリック等」といいます。) を行うことにより、当該クリック等を行った者のブラウザに広告主媒体を表示させるハイパーテリンクをいいます。

第3条 (パートナー申込及び契約の成立)

1. パートナーになることを希望する者 (以下「申込者」といいます。) は、申込みにあたって、本規約の全ての定めを遵守することに同意し、かつ当社所定の利用申込フォーム (以下「申込フォーム」といいます。) に必要事項を記入して、当社に対して送信・提出することとし、当社がこれを受領し、承諾する意思表示を通知したことをもってパートナー登録されるものとします。ただし、当社は、パートナーとなろうとする者の記載事項等を審査し、申込みを拒否することができるものとし、当社は拒否の理由をパートナーとなろうとする者に開示しないものとします。
2. 前項に従って申込者がパートナーとなった場合、当該パートナーと当社との間には、本規約の定めるルールを内容とする本サービスの利用契約 (以下「サービス利用契約」といいます。) が成立するものとします。
3. サービス利用契約の締結後、本サービス上において広告主から広告掲載の申込みを受けた場合において、パートナーが当該申込みに関する成果報酬その他の条件一切を承認の上、管理画面において当該申込みを承諾した時点で、当社と広告主との間で当該広告掲載に関する契約が成立するとともに、当社とパートナーとの間で当該広告掲載に必要となる業務の遂行を内容とする個別の契約 (以下「広告個別契約」といいま

す。) が成立するものとします。ただし、パートナーが当該承諾を行った後遅滞なく、当社が当該広告主との契約の締結を拒絶した場合（拒絶の理由を問いません。）についてはこの限りではなく、当該パートナーに関する広告個別契約は成立しないものとします。

第4条 (パートナー資格)

1. 前条第1項の申込みを行った者が以下の各号の一に該当する場合、当社は、当該申込みを承諾しないものとします。
 - (1) 以下のサイト又はアプリを運営していること

アダルトサイト若しくはアプリ、暴力、虐待を推奨するサイト若しくはウェブアプリ、人種差別を推奨するサイト若しくはアプリ、法令に違反するウェブサイト若しくはアプリ、又はネットワークが公序良俗に反するウェブサイト若しくはアプリ
 - (2) パートナーが個人である場合において、パートナーが未成年者であること。ただし、当社において、当該パートナーが親権者の同意を得ていると判断した場合は、この限りでないものとします。この場合において、当社は、当該パートナーに対して、上記判断に必要と当社の判断した資料の提出を求めることができるものとします。
 - (3) パートナーの登録情報に偽りがあること。
 - (4) 本規約を読み、遵守することを承認していないこと。
 - (5) 当社及びネットワークに提供するデータや情報に偽りがあること。
 - (6) 過去に当社の提供するその他のサービスにおいて強制退会になったことがあること。
 - (7) 当社及び広告主との間で礼節をわきまえたコミュニケーションをとることのできる者でないと当社が判断したこと。
 - (8) その他、パートナーとして不適切な者であると当社が判断したこと。
2. 当社は、パートナーが前条第1項の申込みの時点で前項各号の一に該当しなかった場合又は該当することを知らなかつた場合であつても、パートナー登録後にこれに該当することとなつた場合又は該当することが発覚した場合には、当該パートナーを第20条に準じて強制退会させができるものとします。

第5条 (広告出稿)

1. 当社は、広告個別契約が成立した時点で、パートナーに対し、広告個別契約で定める広告をパートナー媒体に出稿すること（以下「本広告出稿」といい、広告個別契約において当該広告の制作についても委託した場合には当該制作を含みます。）を委託し、パートナーはこれを受託します。
2. パートナーは、本広告出稿の委託を受けた場合、本件広告をパートナー媒体に掲載

し、広告主媒体へのアフィリエイトリンクを設定する等、善良な管理者の注意をもつて広告個別契約に基づく債務を履行するものとします。

3. パートナーがアフィリエイトリンクとしてパートナー媒体に表示すべきバナー等は、広告個別契約成立時までに広告主が定めたものとします。
4. パートナーは、事前に本サービスを通じて広告主及び当社の承諾を得ることなく、バナー等を公開（第三者が当該バナー等を閲覧可能な状態とする一切の行為を指します。以下同じ。）してはならず、また、公開済みのバナー等を改変してはならないものとします。
5. パートナーは、パートナー媒体上のテキスト、画像、動画等が、第三者の権利（肖像権、パブリシティ権等を含みますが、これらに限られません。）を一切侵害しておらず、かつ、法令（景表法、薬機法、特商法を含みますが、これらに限られません。）、通達、ガイドライン、及び本規約に基づき当社が定める条件等に違反していないことを表明し、保証することとします。
6. パートナーは、本広告出稿を行うために必要となるハードウェア、ソフトウェア、インターネット回線、インターネットサービスプロバイダとの契約その他一切の設備を、自己の責任と費用により用意するものとし、当社は一切これに関知しません。

第6条 (成果物の制作、検査、契約不適合責任等)

1. 広告個別契約で定める業務の内容に、本件広告その他の成果物の制作が含まれる場合、パートナーは、当該広告個別契約に定める納期までに、当該広告個別契約に定める納入場所に成果物を納入します。
2. 当社は、前項の成果物の納入後 10 営業日以内（以下「検査期間」という。）に、その内容が広告個別契約に合致したものであるか否かの検査を行うものとします。
3. 前項の検査の結果、納入物の内容が広告個別契約に合致したものでない場合には、当社は、自ら又は広告主をして、検査期間内にその旨をパートナーに通知するものとし、その場合パートナーは、速やかに成果物の内容を広告個別契約に合致したものとする修正等を行い、再度納入を行うこととします。
4. 前項の手続により再納入された成果物の取扱いは、前二項の定めに準じるものとします。
5. 第 2 項の検査の結果、成果物の内容が広告個別契約に合致したものである場合には、当社は、自ら又は広告主をして、検査合格の旨をパートナーに通知するものとします。
6. 前項の検査に合格した場合であっても、成果物の種類、品質又は数量に関して広告個別契約で定めた仕様との不一致が発見された場合（WEB 広告の場合、バグも含みます。）、当社は、パートナーに対して当該契約不適合の修正を請求することができ、パートナーは、速やかに当該契約不適合を修正するものとします。

第7条 (成果物等に関する権利)

- パートナーが広告個別契約に基づく業務を遂行する過程で行った発明、考案等（ビジネスモデルの構築を含みます。）、及び作成した一切の成果物から生じた著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）、肖像権、商標権、意匠権、特許権その他の権利（以下、あわせて「知的財産権等」といいます。）については、すべて成果物の納入とともに当社に移転するものとします。
- パートナーは、当社及び当社が指定する第三者（広告主を含みますが、これに限られません。）に対して、前項の成果物に関する著作者人格権を行使せず、権利者をして行使させないものとします。
- 第1項の知的財産権等の移転の対価は、第8条第1項の成果報酬に含まれるものとします。

第8条 (報酬)

- 当社は、広告個別契約の定めに従い、管理画面においてした条件成就の回数（以下の各号に例示される条件を含みますが、これに限られません。）及び単価に応じて、本広告出稿の対価として、パートナーに対して成果報酬を支払うものとします。
 - 売上型 ビジターがアフィリエイトリンクをクリック等して広告主媒体を表示させ、広告主の提供する商品やサービスを購入し、又はダウンロードしたこと。
 - リード型 ビジターがアフィリエイトリンクをクリック等して広告主媒体を表示させ、広告主の提供するフォーム等に入力する方法により、ビジターに関する情報を提供したこと。
 - クリック型 ビジターがアフィリエイトリンクをクリック等して、広告脱媒体を表示又はダウンロードしたこと。ただし、同一のビジターが同一のアフィリエイトリンクを一定時間内に重複してクリック等した場合、及び、ビジターのブラウザにおいて広告主媒体の表示又はダウンロード画面への遷移が正常に行われないと当社が判断する場合を除く。
- 当社は、本サービスにおいて、前項各号の条件が発生したか否かの識別（以下「トラッキング」といいます。）のために、ビジターの利用端末の種類に応じたクッキーその他の技術を使用します。パートナーは、これらの技術によりトラッキングされたもののみが成果報酬の支払対象となることを承諾するものとします。
- パートナーは、成果報酬発生の条件成就の有無及び回数は広告主が個々に判断するものであることを、あらかじめ承諾するものとします。なお、広告主の判断結果については、パートナーが管理画面上で自ら隨時確認を行うこととします。
- パートナーは、広告主が判断した広告掲載の成果につき異議がある場合は、広告主が成果の承認を行った日から3日以内に当社に通知するものとし、その場合成果について改めて協議の上で決定することとします。なお、通知期限までにパートナーから当社に対する異議の通知がない場合、パートナーが広告掲載の成果について異議がない

ものとみなします。

第9条 (報酬支払)

- 当社は、パートナーに対し、前条に定める成果報酬を、サービス利用契約によりパートナーの指定する口座（原則として日本国内の口座に限ります。）に振り込む方法により支払います。なお、振込手数料はパートナーの負担とします。
- 当社は、毎月末日を締め日として、締め日までに発生した成果報酬を、翌月末日（金融機関の休日である場合は翌営業日）までにパートナーに支払うものとします。ただし、当社とパートナー間で別途個別に取引条件を定めた場合には、当該条件に従うものとします。なお、成果報酬の支払いにあたっては、税法等法令の規定に従い税務処理を行います。
- パートナーがサービス利用契約若しくは広告個別契約に違反する行為又はその疑いのある行為をした場合、その他成果報酬の発生及び存続に疑義が生じた場合において、当該疑義に関する調査が必要であると当社が判断した場合、必要な調査を完了するまで当社が成果報酬の支払いを停止することができることを、パートナーはあらかじめ承諾するものとします。また、当該調査の結果、パートナーに成果報酬を受領する正当な権限がないと当社が判断した場合、当社は、受領済みの成果報酬を返還する等の適切な措置を講じることをパートナーに求めることができるものとします。これらの場合において、当社は、パートナーその他第三者に損害が生じたとしても、一切の責任を負わないものとします。
- 前項までの定めにかかわらず。当社は、広告主からパートナーによる本広告出稿について発生した本サービス利用料の支払いを受けない限り、当該本サービス利用料に関して発生したパートナーに対する成果報酬の支払いを行う義務を負わないものとします。

第10条 (権利侵害等)

- パートナーは、パートナー媒体に掲載されているテキスト、画像、動画等の第三者の広告の原稿等（以下「媒体掲載物」という。）が、第三者の権利（肖像権、パブリティ権等を含みますが、これらに限られません。）を一切侵害しておらず、かつ、以下の各号に該当する内容を含まないことを表明し、保証することとします。
 - 著作権、商標権、プライバシー権、名誉等、他者の権利を侵害する内容を含むもの。
 - 個人のプライバシーにかかる事項を含むもの。
 - 本来公開されていない個人の名前・電話番号その他の連絡先が使用されているもの。
 - マルチ商法の勧誘等の内容を含むもの。
 - 誹謗中傷や差別表現などの不適切な表現を含むもの。

- (6) わいせつ・卑猥な表現を含むもの。
 - (7) 特定の条件でしか発生しない情報についての喧伝ととれるもの。
 - (8) 他人を威圧・脅迫する旨が看取される内容を含むもの。
 - (9) 粗暴性、残虐性又は犯罪を誘発助長する内容を含むもの。
 - (10) 申込者や第三者に対する不当な利益誘導、信用毀損にあたる内容を含むもの。
 - (11) 法令・ガイドライン、公序良俗に反する内容を含むもの。
 - (12) ナンセンス、グロテスクな内容。
 - (13) 以下に該当する表現（又は近しい表現）が含まれるもの。
 - ・ 具体的な事象に基づかない記述
 - ・ 事実と反することが判明したもの
 - (14) 当社が別途定める審査基準等に反する内容を含むもの
2. 当社は、パートナーが前項の表明及び保証に違反した場合、又は法令違反や権利侵害を理由として第三者から苦情申立てがあった場合、当該パートナーによる本件広告の掲載を拒絶し又は直ちに取りやめができるものとします。なお、パートナーの責めに帰すべき事由により本件広告の掲載の拒絶又は取りやめが生じた場合、当社は当該パートナーに対し報酬の支払いを拒むことができ、またそれに伴う損害賠償責任を負わないものとします。
3. 当社は、パートナーが第1項の表明及び保証に違反した場合、何らの催告なしに直ちにサービス利用契約及び広告個別契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

第11条 (契約期間)

パートナーは、退会希望日の3か月前までに当社に通知することにより、本サービスから退会することができるものとします。パートナーが退会することで、当社とパートナー間のサービス利用契約は当然に終了するものとします。ただし、広告個別契約の有効期間中は、パートナーは退会をできず、退会希望日までに終了していない広告個別契約がある場合には、パートナーの締結した全ての広告個別契約が終了した日をもって退会の効力が生じ、サービス利用契約が終了するものとします。

第12条 (タグの設置及び削除)

1. ワンタグ（各ASPがパートナーに対して提供する広告管理ツール及び広告効果測定ツール等において発行されるそれぞれのタグを一括して管理することのできる一つのタグを指します。以下同じ。）の発行については、当社の定める方法に従い、当社が行うものとし、ワンタグの設置及び削除作業は、当社が定める方法に従い、パートナーが自らの責任において行うものとします。
2. 当社は、ワンタグの設置及び削除作業に起因してパートナーに生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

3. 当社は、不可抗力その他当社の責に帰すべきでない事由が生じた場合、パートナーの事前の同意なく、ワントラックの削除を行うことができるものとします。この場合において、当社は、当該削除によりパートナーに損害が生じたとしても、一切責任を負わないものとします。

第13条 (パートナーの義務)

1. パートナーは、本サービスを利用するためには必要となるソフトウェア、ハードウェア、インターネット回線その他一切の環境を、自己の責任と費用により用意し、これを適切に管理するものとします。これらの環境の動作不良によりパートナーが本サービスを利用できなかったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。
2. パートナーは、本サービスに関し、パートナーの義務を適切に遂行できるよう、パートナー媒体に関連する環境を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、中断・停止状態にいたらないようにするものとします。
3. パートナーは、当社が別途許諾する範囲において、本サービスを利用することができるものとし、当社の書面による事前の承諾なしに、本サービスに関する利用権を第三者（パートナーの親会社、子会社及び関連会社を含みます。以下同じです。）に再許諾若しくは譲渡し、又は本サービスを記録した媒体を第三者に譲渡、賃貸、占有の移転その他一切の処分をしてはならないものとします。
4. パートナーは、いかなる目的においても、当社の書面による事前の承諾なしに、本サービスの全部又は一部を変更、改変又は複製してはならず、第三者にこれらの行為をさせてはならないものとします。
5. パートナーは、いかなる目的においても、本サービスの全部又は一部について、他のプログラム等と結合し、又は逆アセンブル若しくは逆コンパイル等の行為を行ってはならず、また第三者にこれらの行為をさせてはならないものとします。
6. パートナーは、本サービスの提供を受けることに支障が生じた場合、又はその他問題を発見した場合は、直ちに当社に報告するものとします。当該支障等の原因が、パートナーの責に帰すべき事由による場合には、パートナーが自らの責任と費用負担により対処するものとします。この場合において、パートナーが本サービスの提供を受けることができなかつたことによる損害については、当社は、一切責任を負わないものとします。
7. パートナーは、当社を介して知り得た広告主及び各ASPとの間で、当社を介することなく直接に広告掲載契約その他本規約、サービス利用契約及び広告個別契約に類する契約を締結し、又はその働きかけをしてはならないものとします。本項の規定は、サービス利用契約の有効期間中及び契約終了後1年間効力を有するものとします。ただし、次の事項に該当する広告主及び各ASPについては、契約終了後1年間を経過する前であっても、当社が承諾した場合には、上述の行為を行うことができるものとします。

- (1) パートナーの紹介により本サービスに参加した広告主及び各ASP
- (2) 本サービスをパートナーに紹介し参加を促した広告主及び各ASP
- 8. 前項の規定に違反して、パートナーが直接に広告主と広告掲載契約及びこれに類する契約を締結した場合は、パートナーは当社に対し、金100万円を違約金として支払うものとします。なお、当社による別途の損害賠償請求を妨げないものとします。

第14条 (ID・パスワードの管理)

- 1. パートナーは、当社より発行されるID・パスワードの使用及び管理について一切の責任を負うものとします。
- 2. パートナーは、ID・パスワードを第三者に使用させ、若しくは貸与、譲渡又は担保に供することはできないものとします。
- 3. 第三者がパートナーに付与されたID・パスワードにより本サービスを利用した場合であっても、当該利用はパートナーの利用とみなされるものとし、パートナーは、いかなる事由によっても、その利用に関する責任を負うものとします。
- 4. パートナーは、ID・パスワードが第三者に不正に利用されていることが判明した場合には、その旨を直ちに当社に通知するものとします。この場合、パートナーは、当社からの指示に従わなければならぬものとします。

第15条 (禁止行為)

- 1. パートナーが本サービスを利用するにあたり、以下の各号に定める行為を行うことを禁止します。
 - (1) 本規約、サービス利用契約に基づき当社が指定した目的又は方法以外の目的又は方法で本サービスを利用すること。
 - (2) 当社による事前の書面による承認なく、パートナーのアカウントを利用して第三者に本サービスを利用させること、又はアカウントの譲渡、転貸その他的一切の処分をすること。
 - (3) 当社による事前の書面による承認なく、サービス利用契約及び広告個別契約上の地位の移転又はサービス利用契約及び広告個別契約に基づく権利若しくは義務の譲渡若しくは引受を行なうこと。
 - (4) 本サービスの測定結果、レポートの内容その他本サービスを利用することでパートナーが得た情報を改ざんすること。
 - (5) 当社が本サービスを提供するために使用するコード（以下「本コード」という）の複製、変更、本コードを利用した二次的著作物の作成及び本サービスを公衆の面前で実行展示をすること。
 - (6) 本コードの逆アセンブル、逆コンパイル又はリバース・エンジニアリングを行なうこと。
 - (7) 当社の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益

- を侵害すること。
- (8) 本サービスを利用する際に、コンピュータウィルスその他の有害なコンピュータ・プログラムを含む情報を送信すること。
- (9) 当社による本サービスの運営を妨害すること又は妨害のおそれのある行為をすること。
- (10) 法令又はパートナー若しくは当社が所属する業界団体の内部規則に違反すること。
- (11) 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反すること。
- (12) その他、当社が不適切と判断すること
2. 当社は、パートナーが前項各号のひとつに該当する場合又は該当すると当社が判断した場合は、パートナーへの催告を要せず、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

第16条 (本サービスのメンテナンス)

本サービスのメンテナンスは、定期と不定期を問わずに実施されるものとします。メンテナンス期間中の本サービスの休止に関し、パートナーは異議の申立てや損害賠償の請求等を行わないものとし、当社は本サービスの休止によってパートナーが被った損害について、一切責任を負わないものとします。

第17条 (個人情報の管理)

パートナーは、本サービスの利用によりパートナーが取得した個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める個人情報をいいます。以下同じ)の取り扱いについては、同法及びパートナーが別に定めるプライバシーポリシーを遵守するものとします。

第18条 (再委託)

当社は、パートナーの事前の承諾なしに、本サービスを行うための業務の全部又は一部を第三者に再委託することができるものとします。

第19条 (秘密保持)

- パートナーは、当社の事前の書面による承諾なしに、パートナーとなった時点以降に知り得た当社の技術上、業務上その他的一切の情報（以下「秘密情報」という）を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないものとします。
- パートナーは、秘密情報を、当社の事前の承諾なしに、第三者に開示若しくは漏えいし、又は本サービスを利用する目的以外に利用してはならないものとします。

第20条 (知的財産権等)

- パートナーは、システムプログラム等の本サービスにおける特許権、実用新案権、意

匠権、商標権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利も含みます。）、その他本サービスに関連する一切の知的財産権及びその他一切の権利（以下「知的財産権等」といいます。）が当社に帰属することを認め、これらの権利を侵害してはならないものとします。

2. パートナーは、当社の事前の書面による承諾なく、当社の商号、商標及びロゴマークを使用してはならないものとします。
3. パートナーは、サービス利用契約に基づき本サービスに関する利用権のみを取得し、本サービスに関する知的財産権等を取得しないことを理解するものとします。
4. パートナーが、本サービスの全部又は一部を変更、改造若しくは複製し、又は第三者にこれらの行為をさせた場合であっても、本サービスの変更、改造若しくは複製後の制作物に関する知的財産権等は当社に帰属することを認めるものとします。
5. 当社は、本サービスで得られるデータを、個人を特定できない状態に加工した統計的なデータとして、本サービス又はその他の当社が提供するサービスの向上のために利用することができるものとします。

第21条 (サービスの休止等)

1. 当社は、いつでも本サービスを休止又は変更することができるものとします。
2. 当社が本サービスの休止又は変更が必要と判断した場合は、パートナーに対し事前に告知又は連絡するものとします。この場合において、パートナーは、必要と判断した場合には、本サービスに保存した一切のデータをバックアップするものとし、パートナーがこれを行わなかつたことによる損害（本サービスが当社の責めに帰すべきでない事由により動作しなかつたことにより、パートナーがバックアップを行うことができなかつた場合を含みます。）について、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づきパートナーに生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第22条 (契約の解除)

1. 当社は、パートナーが次の各号の一に該当したときは、何らの催告することなく直ちにサービス利用契約及び広告個別契約の全部又は一部を解除し、当該パートナーを強制退会ができるものとします。
 - (1) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行、滞納処分又は保全処分を受けたとき
 - (2) 手形、小切手の不渡りがあったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき
 - (3) 破産、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算の開始の申立があったとき
 - (4) 解散決議があったとき若しくは転廃業したとき、又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡したとき
 - (5) 監督官庁から営業の取消処分、又は停止処分を受けたとき

- (6) 販売する商品又は提供するサービス、掲載広告、販売方法、情報管理等について監督官庁による注意又は勧告を受けたとき
 - (7) 販売する商品若しくは提供するサービス、掲載広告、販売方法、情報管理等が公序良俗に反し、又は法令に抵触する可能性が高いと判断されるとき
 - (8) 本規約、サービス利用契約又は広告個別契約に違反し、是正要求後相当期間が経過しても改善されないとき
 - (9) その他、契約を継続しがたい事由が発生したと当社が認めたとき
2. パートナーが前項の各号の一に該当したときは、パートナーは、当然にサービス利用契約及びその他当社との間で締結した契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、当社に対して負担する一切の債務を直ちに支払うものとします。

第23条 (反社会的勢力の排除)

- 1. パートナー及び当社は、相手方に対し、自己並びに自己の役員及び従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団準備構成員、暴力団関係者、総会屋、その他これに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると求められる関係を有すること。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与しているものが反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2. パートナー及び当社は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
- 3. パートナー又は当社が前項の表明・保証に反した場合、相手方は、催告その他何らかの手続きを要することなく、直ちにサービス利用契約及びその他当社との間で締結した一切の契約の全部又は一部を解除することができるほか、これにより被った損害の

賠償を相手方に請求できるものとします。

第24条 (解約)

- 当社は、1か月前までに書面又は電子メール等の電磁的手段によりパートナーに通知することにより、違約金その他なんらの経済的負担なく、いつでもサービス利用契約及び広告個別契約の全部又は一部を解約することができるものとします。
- 契約終了時の広告成果報酬は、契約終了日までに発生した成果をもって成果報酬額を確定するものとします。

第25条 (契約終了後の処理)

- サービス利用契約が終了した場合、パートナーは、以後、本サービスを利用することができないものとします。
- パートナーは、サービス利用契約終了後、速やかにワントラグの削除等本サービスの利用に関する一切の設定及び機能の削除を実施するものとし、当社が求めた場合には、これらの設定及び機能を全て削除したことを証する書面を交付するものとします。
- パートナーは、サービス利用契約終了後、当社から提供を受けた本サービスに関連するソフトウェア、マニュアルその一切の物について、返還、廃棄その他当社の要請する処分をするものとします。

第26条 (免責)

- 当社は、天災、火災、地震、ストライキ、洪水、暴風雨、疫病、暴動、テロ、戦争行為、政府の行為、通信サービス若しくはインターネット環境の不通（不能状態を含みますがこれに限定されません。）、その他当社の妥当な管理を超えた事由により、本サービスの全部又は一部が不履行又は遅延した場合において、一切の責任を負わないものとします。
- 当社は、本サービスがパートナーの特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、パートナーによる本サービスの利用がパートナーに適用される法令又は業界団体の内部規則等に適合すること、及び不具合が生じないことについて、何ら保証しません。
- 当社は、当社による本サービスの提供の利用不能、休止、停止、変更、廃止その他の理由により、本サービスに関してパートナーが被った損害につき、一切の責任を負わないものとします。
- 当社は、パートナーが、本サービスの改造等不正な方法により本サービスを利用したことにより、パートナーが被った損害につき、一切の責任を負わないものとします。
- 当社は、本サービスに関して、パートナーが他のパートナー、各ASPその他の第三者との間において生じたあらゆる取引、連絡、紛争等については、一切責任を負わないものとし、パートナーは自己の費用と責任において解決するものとします。

6. 当社は、広告主、各ASPその他の第三者の行為により、パートナーに損害が生じたとしても、一切の責任を負わないものとします。
7. パートナーが当社を介さずに直接広告主から連絡、指示等を受けた場合や、当社の確認を経ずに広告制作物の納品や広告掲載その他の業務の遂行を行った場合については、当社は、パートナーの行為について何らの責任も負わないものとし、パートナーは当該行為について何らかの疑義・紛争等が生じた場合、自らの費用と責任で、広告主との間でこれを解決するものとします。

第27条 (監査業務)

本サービス提供期間中、当社は本件広告を掲載するパートナー媒体を適時監査することができるものとし、当社若しくは広告主の定めた広告掲載条件を超えた、又は虚偽、誇大その他の違法・不当な表現を行うパートナー媒体に対し、表現の修正や削除等の要請をすることができるものとします。また、パートナーは、自己のパートナー媒体において当該虚偽、誇大その他の違法・不当な表現その他の法令違反ないし不正・不当な広告掲載を行っていることが発覚した場合、又はそのような表現を行っている広告主媒体を発見した場合は、直ちに当社に報告するものとします。

第28条 (責任の範囲)

1. 本サービスの提供不能又は不完全な提供、情報の喪失等の事態が発生し、この原因が当社の責めに帰すべき事由による場合、当社は速やかに補修・改善するよう努めるものとします。ただし、合理的範囲内で補修・改善を繰り返しても完全に修復できない場合にはこの限りではないものとします。
2. パートナーの提供するサービス、掲載広告、広告方法及び情報管理等に関し紛争が発生した場合は、パートナーが自らの責任と費用負担において措置を講じるものとします。

第29条 (損害賠償請求等)

1. 本サービスに関し、当社の責めに帰すべき事由により、パートナーに損害を与えた場合において、本規約に定める免責条項が適用されない等の理由により当社がパートナーに対して損害賠償責任を負うときは、当社はパートナーに現実に生じた積極損害（特別損害、間接損害及び消極損害を除く。）の範囲でその損害を賠償するものとします。なお、当該損害賠償額については当該パートナーが第8条の定めに従い当社から現実に受領した成果報酬の直近1か月分を上限額とします。
2. パートナーは、本サービスに関連してパートナーの責めに帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当社が被った一切の損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。
3. パートナーが第5条第4項に違反してバナー等の公開又は改変を行った場合、パート

ナーは、当社に対し、違約金として金100万円を支払うものとします。なお、当該違約金の定めは、当社による別途の損害賠償請求を妨げないものとします。

- 当社は、パートナーが本規約若しくはサービス利用契約又は広告個別契約の定めに違反した行為を行い、又は行う虞があると判断したときは、当該行為の差止を請求できるものとします。

第30条 (権利の譲渡等禁止)

- パートナーは、当社の書面による事前の承諾がない限り、サービス利用契約（広告個別契約を含みます。以下本条において同じ。）に定める権利の一部又は全部を第三者に譲渡し、担保に供し、又は使用させてはならないものとします。
- 当社は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴いサービス利用契約上の地位、本規約及びサービス利用契約に基づく権利及び義務、並びにパートナーに関する情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、パートナーは、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、合併、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第31条 (準拠法)

本規約及びサービス利用契約は、日本国の法令を準拠法とし、日本国の法令に従って解釈されるものとします。

第32条 (合意管轄裁判所)

パートナーと当社との間で、本規約及びサービス利用契約に関連した紛争が生じた場合、訴額に応じて東京簡易裁判所若しくは東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第33条 (規約変更)

- 当社は、次のいずれかに該当する場合、パートナーの承諾を得ることなく、当社が適当と判断する方法でパートナーに告知することにより、本規約を変更できるものとします。なお、当社は変更の内容をパートナーに個別に通知することは要さず、パートナーが自らの責任において本サービス利用の際、隨時、最新の本規約を確認することとします。
 - 本規約の変更が、パートナーの一般の利益に適合する場合
 - 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
- 前項の定めにかかわらず、当社は、本規約の重要な変更については、変更後の利用規

約（以下「変更後規約」といいます。）の効力発生日の1か月程度前までに、本規約を変更する旨及び変更後規約の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト上に掲示し、又はパートナーに通知します。

3. 前項の定めに基づく本規約の変更について異議のあるパートナーは、本サービスから退会するか、又は変更後規約の効力発生日後以降、本サービスを利用しないものとします。パートナーが変更後規約の効力発生日以降に、本サービスを利用した場合は、本規約の変更に同意したものとみなします。
4. 変更後規約は、本条第1項の告知又は第2項の通知において指定した日付より効力を生じるものとします。

第34条（協議事項）

本規約又は本サービスに関連したパートナーと当社の間の契約に定めのない事項若しくは解釈につき疑義が生じた場合は、パートナー及び当社は誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

第35条（存続条項）

第1条（適用）第2項、第6条（成果物の制作、検査、契約不適合責任等）第6項、第7条（成果物等に関する権利）、第13条（パートナーの義務）第7項及び第8項、第19条（秘密保持）、第20条（知的財産権等）、第25条（契約終了後の処理）、第26条（免責）、第28条（責任の範囲）第2項、第29条（損害賠償請求等）、第30条（権利の譲渡等禁止）、第31条（準拠法）、第32条（合意管轄裁判所）、本条（存続条項）及び第36条（付加分離性）は、サービス利用契約終了後も有効に存続する。

第36条（付加分離性）

本規約及びサービス利用契約のいずれかの条項の全部又は一部が法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約及びサービス利用契約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された既定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第37条（契約条件の電磁的方法による提供）

1. 広告個別契約に下請代金支払遅延等防止法が適用される場合、パートナーは、当社が、同法第3条第2項の定めに基づき、同法第3条第1項に定める事項を、書面の交付に代えて、本サービス上で表示する方法により提供することを承諾するものとします。
2. 前項に定める場合、パートナーは、自らの責任で、本サービス上で表示された事項について、必ず本サービス上のページからPDF等の当社所定のファイル形式により、パートナーの使用するコンピュータにダウンロードするものとします。

3. 第1項の定めにかかわらず、パートナーから同項の承諾を撤回する旨の申し出を受けた場合、当社は、パートナーに対し、同項に定める事項を記載した書面を提供するものとします。

2024年8月1日制定・施行